

居宅介護支援 重要事項説明書

当事業所はあなた（利用者）に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況や利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 ケアステーション こんぺいとう
- (2) 事業所の所在地 新潟県五泉市宮町4番地10号
- (3) 電話番号 0250-47-3261
- (4) 管理者氏名 杉崎 真由美
- (5) 指定年月日 平成22年8月1日 (番号 1571700630)

2. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 五泉市 阿賀町 秋葉区 江南区 中央区
 - (2) 営業日及び営業時間
 - ・ 営業日 月曜日～金曜日
 - ・ 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- ※ 休日 祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）、お盆（8月13日～8月16日）

3. 従業員の勤務体制

職 種	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	1名	0名	1名

*上記介護支援専門員のうち、主任介護支援専門員1名。

4. 提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用料の負担はありません。

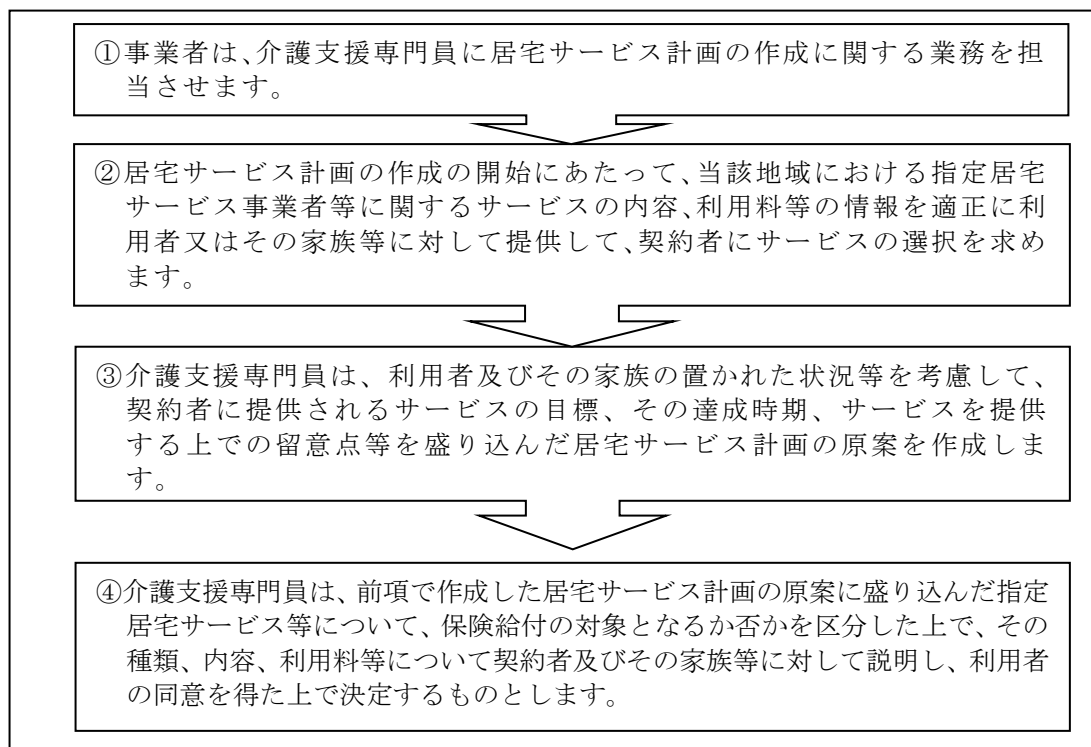
(1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤ 公平中立のケアマネジメントの確保

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事ができ当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事ができます。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

(基本利用料)

取扱要件	利用料 (1カ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理受領分	法定代理受領分以外
居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護度1・2	10,760円	無料	10,760円
(取扱件数が40件未満)	要介護度3・4・5	13,980円		13,980円

(加算) 以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

5. サービスの利用に関する留意事項

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を提供した場合。(1月につき)	3,000円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院等に入院する際に、病院等に訪問し病院等の職員に対して、入院してから3日以内に必要な情報提供をした場合。(1月につき1回を限度)	2,000円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院等に入院する際に、病院等に訪問し病院等の職員に対して、入院してから4～7日以内に必要な情報提供をした場合。(1月につき1回を限度)	1,000円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	利用者が病院・施設等から退院・退所し、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する際、病院・施設等の職員と面談し利用者に対する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し利用に関する調整を行った場合。カンファレンス以外の方法により1回受けている事。	4,500円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	必要な情報の提供を、カンファレンスにより1回受けている事。	6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	必要な情報の提供を、カンファレンス以外の方法により2回以上受けている事。	6,000円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる事。	7,500円
退院・退所加算(Ⅲ)	必要な情報の提供を2回以上受けており、うち1回はカンファレンスによる事。	9,000円
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合。(1月につき1回を限度)	500円
委託連携加算	指定予防介護支援を介護支援事業所に委託する初回に限り算定。	3,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等とともに居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合。(1月につき2回を限度)	2,000円
特定事業所集中減算	正当な理由なく、前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護事業所等の提供総数の内、同一の事業所に偏っている場合。	—2,000円
中山間地等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域(新潟県は全域)において、通常事業の実施地域外に居住する利用者へサービス提供をした場合。	基本利用料の5%

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

あなたへのサービス提供を担当する介護支援専門員は次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名 杉崎 真由美 連絡先 0250-47-3261

6. サービスの終了

あなたのご都合によりサービスの利用を終了する場合は、すみやかに次の連絡先（または5の介護支援専門員の連絡先）までご連絡ください。

連絡先 0250-47-3261

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

7. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には当該居宅サービス事業者と連携の上、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は次のとおりです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も遠慮なくお申し出ください。

窓口設置場所	ケアステーションこんぺいとう
担当者	杉崎真由美
連絡先	0250-47-3261

- (2) あなたが利用するサービスに関する苦情は、次の期間にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先（電話番号）
五泉市役所 高齢福祉課	0250-43-3911
阿賀町役場 福祉介護課	0254-92-3111
新潟市役所 介護保険課	025-228-1000
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

令和 年 月 日

サービスの提供の開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 新潟県東蒲原郡阿賀町野村1232番地
事業者名 株式会社 下越照明サービス
代表者職氏名 代表取締役 佐藤 伸雄 印
説明者職氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。またこの文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 ご住所
お名前 印

代理人 ご住所
※ 利用者と代理人が別居の場合のみご記入ください
お名前 印

当事業所のケアプランにおける、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護の利用状況は別紙のとおりです。(別紙参照)